

工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称 第25-79210-0002号
防火設備法定検査是正箇所修繕工事
2. 工事の場所 着工 令和 年 月 日
3. 工期 完成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円 也
5. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県郡山市八山田二丁目224番
福島県
福島県立郡山北工業高等学校
校長 鈴木 哲

受注者

工事 条件付一般競争入札

特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。
- 第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第5 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。